

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年1月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300321 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300077 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 60 年 2 月 1 日から同年 1 月 28 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 60 年 1 月 28 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 1 月 28 日から同年 2 月 1 日まで

A 社に入社したのは、昭和 60 年 1 月 28 日であるが、ねんきん定期便によると、同社の厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 2 月 1 日と記録されている。給与支給明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された従業員台帳、同社の回答及び請求者から提出された同社に係る給与支給明細書により、請求者は、昭和 60 年 1 月 28 日に同社に正社員として入社し、請求期間において継続して勤務していたことが確認できることから、請求者は、請求期間について厚生年金保険の被保険者資格を有していたと認められる。

しかしながら、請求者から提出された給与支給明細書及び平成 6 年分給与所得の源泉徴収票から、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認することができない。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 60 年 1 月 28 日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、請求者の給与支給明細書及び日本年金機構の回答から 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300336号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300076号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成23年8月10日の標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

平成23年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月
② 平成22年12月
③ 平成23年8月

請求期間にA社から賞与を支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③について、請求者から提出された請求期間③の賞与振込に係る金融機関口座の預金通帳(以下「預金通帳」という。)及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書(以下「賞与明細書」という。)から判断すると、請求者は、平成23年8月10日に標準賞与額19万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準賞与額については、預金通帳及び賞与明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 23 年 8 月 10 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、事業主は、請求者に係る賞与の支払及び賞与からの保険料控除について確認できる資料はなく、請求期間①及び②における賞与支給額及び賞与からの厚生年金保険料控除の有無については不明と回答している。

また、A社の取引金融機関であったB銀行は、請求期間①及び②に係る賞与振込口座の取引履歴は保存期間経過のため提供することができない旨回答しており、請求者の当該期間における賞与の支払及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求期間①及び②における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。